

浜松市企業展示花壇基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この基準は、本市が実施する浜松市企業展示花壇への参加資格及び展示の基準を定めるものとする。

(展示全般に関する基本的な考え方)

第2条 花壇の展示内容及び表現は、公共に相応しいものでなければならない。

(個別の基準)

第3条 この基準に定めるもののほか、展示内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(出展企業の参加資格)

第4条 次の各号に定める業種又は事業を営む者は出展参加できない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種

(2) 風俗営業類似の業種

(3) 消費者金融

(4) ギャンブルにかかるもの

(5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

(6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設

(7) 民事再生法及び社会更生法による再生・更正手続中の事業者

(8) 各種法令に違反しているもの

(9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(展示基準)

第5条 次の各号に定めるものは、展示できない。

(1) 文字表現による企業広告

(2) 各種法令に違反するもの

(3) 社会的に不適切なもの

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。